

《 事務所ニュース 2017年5月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

個人型確定拠出年金 iDeCo について (平成29年1月から)

iDeCoの加入者は、これまで自営業者の方などに限られていましたが、平成29年1月からは、企業年金を実施している企業にお勤めの方や公務員、専業主婦の方を含め、基本的にすべての方が加入できるようになります。加えて、転職したときなどの積立資産の持ち運び（ポータビリティ）も拡充し、より使いやすいく仕組みになります。

<確定拠出年金とは>

「確定拠出年金」は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。国民年金、厚生年金保険と組み合わせることで、より豊かな老後生活を実現することが可能となります。

確定拠出年金の仕組みは、掛金を定めて事業主や加入者が拠出し、加入者自らが運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定されるというもので、事業主が実施する「企業型確定拠出年金」と、個人で加入する「個人型確定拠出年金（iDeCo）」があります。

<iDeCoのメリット>

3つの税制優遇措置

I 掛金が全額所得控除されます

例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円

（仮に35歳から60歳までの25年間掛け続けると総額120万円）の節税効果となります。

※専業主婦や育児・介護休暇などを取得していて年間を通じて所得がない方は、掛金を拠出しても所得控除が受けられません。

II 運用益も非課税で再投資されます

通常、金融商品の運用益には税金（源泉分離課税20.315%）がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税

です。※積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在まで課税が凍結されています。

III 受け取るときも税制優遇措置があります

iDeCoの老齢給付金を一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」という大きな控除が受けられます。

<iDeCoに加入するときの留意点>

iDeCoに加入するに当たっては、以下の3点に留意が必要です。

① 運用は加入者ご自身が行います

積立金の運用は加入者ご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動する仕組みです。取扱い金融機関（運営管理機関）がさまざまな運用商品を提示していますので、よく検討してから加入しましょう。

※ 運用商品の中には、元本保証のない商品もあります。商品の特徴をよく理解したうえで選択してください。

② 中途での引出しに制限があります

iDeCoは、老後の資産形成を目的とした年金制度であるからこそ、税制優遇措置があります。このため、原則60歳まで引き出すことができませんので、注意してください。

※ 掛金の額は、原則、年に1回変更することができます。

③ 口座管理手数料などがかかります

加入時の手数料や毎月の口座管理費などの各種手数料があります。手数料については、国民年金基金連合会や運営管理機関に十分ご確認ください。

※ さまざまな金融機関が運営管理機関になっており、運営管理機関ごとに手数料が異なります。

<iDeCoの加入範囲と拠出限度額>

iDeCoは、国民年金（1階部分）、厚生年金保険（2

階部分)などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金(3階部分)のひとつです。

・掛金には、ご本人の状況に応じた「拠出限度額」があります。

- 自営業者等
年額 81.6万円(月額 6.8万円)
- **専業主婦等・・・今回追加**
年額 27.6万円(月額 2.3万円)
- 企業年金等に未加入者
年額 27.6万円(月額 2.3万円)
- **企業年金等に加入・・・今回追加**
(公務員、私学共済加入者)
年額 24.0万円(月額 2万円)または
年額 14.4万円(月額 1.2万円)

<iDeCoの掛金の運用>

- ・iDeCoでは、掛金を60歳になるまで拠出し、60歳以降、加入期間などに応じて受給できる年齢が決まります。
- ・拠出した掛金の運用は、運営管理機関が提示する運用商品(預貯金、保険商品、投資信託、信託等)の中から、加入者自らが選択し運用します。(複数の商品を選択することもできます。)
- ・選択した運用商品は、原則いつでも変更することができます。
- ・運用商品の中には、元本保証のない商品もあります。商品の特徴をよく理解した上で選択してください。

<iDeCoの給付>

以下の各種の方法により、給付を受けることが可能。

●老齢給付金の給付方法

5年以上20年以内の有期年金

(終身年金を取り扱っている運営管理機関あり)

※年金の全部または一部を、一時金として受給可能

●老齢給付金の給付要件

加入期間などに応じて、受給できる年齢が異なります。

10年以上 ⇒ 60歳

8年以上10年未満 ⇒ 61歳

6年以上8年未満 ⇒ 62歳

4年以上6年未満 ⇒ 63歳

2年以上4年未満 ⇒ 64歳

1年以上2年未満 ⇒ 65歳

●障害給付金の給付方法

給付方法は、5年以上20年以内の有期年金

(終身年金を取り扱っている運営管理機関あり。)

※年金の全部または一部を、一時金として受給可能

●障害給付金の給付要件

70歳に達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者が、傷病が続いた状態で一定期間

(1年6か月)を経過した場合に受給可能

●死亡一時金の給付方法

一時金

●死亡一時金の給付要件

加入者等が死亡したときに、その遺族が受給可能

平成29年度 労働保険年度更新について

個別の労働保険年度更新に関する平成29年度の労働保険料(労災保険料と雇用保険料)の申告・納付期間は6月1日(木)から7月10日(月)までです。**5月下旬には申告書等が送付されます。**

平成28年度(4月～3月)の給与・賞与データの理準備をお願いします。

この申告・納付の手続きが遅れると、「追徴金」や「延滞金」が課せられる場合がありますので、期限内に手続きをお済ませください。なお、集計に入る前に留意すべき事項を以下、幾つかまとめてみました。

●対象者

ア) 派遣社員

労災・雇用保険の申告は派遣元で行う必要があります。

イ) 出向者

労災保険の申告は出向先で、雇用保険は出向元でそれぞれ行う必要があります。

ウ) 兼務役員

従業員給与分のみ労災・雇用保険料、一般拠出金の対象となります。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行